

(特定) 処遇改善加算の算定状況及び(特定) 処遇改善に関する
具体的な取組み内容について

(1) 算定する加算の区分

介護職員等特定処遇改善加算	加算 I
介護職員処遇改善加算	加算 I

(2) 職場環境等要件について

【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

【労働環境・処遇の改善】

- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入

【その他】

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・労働条件限定職員転換制度の導入によるワークライフバランスの支援